

# 特定間伐等促進計画

岡山県 鏡野町

令和3年7月

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、50,670ha(年平均5,067ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で4,500ha(年平均450ha)の間伐を行うことを、本鏡野町特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

## (6)事業実施箇所

- ・特定間伐等促進計画の区域図面
- ・事業実施箇所の図面

## 4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

### (1)森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林整備の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

森林経営計画に基づく、計画的な間伐等の森林整備の推進、森林施業プランナーの育成等を通じた提案型施業の実施を促進する。  
具体的には、効果的な路網整備計画の策定・実行や、高性能林業機械の導入推進等を行い施業集約化を図り林業経営の効率化を支援するとともに、森林施業プランナー認証取得に関する支援を行い、計画対象森林の確保・拡大、長期かつ安定的な計画の策定、実施を推進する。  
また、現在町が森林経営計画を認定する林業事業者は作州かがみの森林組合のみ、森林施業プランナー認定者は2名だが、他町内林業事業者に対する働きかけにより森林経営計画・森林施業プランナー認定者数の増加を図る。

### (2)施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林組合において森林施業プランナー制度等も活用した定期的な地区単位での説明会が開催され、森林情報の収集、施業実施協定の拡大・長期化が図られている。  
また、町においても地元林業家や森林組合等と連携した協議会や専門部署を設立し、森林経営管理法等を通じた森林情報の把握・整備、所有者不明森林の改善による施業の集約化を推進している。

## 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

### (1)路網の整備の推進に関すること。

施業地の地質・勾配等自然的要件や作成指針に配慮しながら、計画的かつ経済的、長期利用の可能な路網整備を推進する。

### (2)高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

認定事業者に対する高性能機械の導入補助、伐採と造林の一貫作業システム等高効率な技術に関する各種講習会の実施支援等を通じ、低コストで効率的な作業システムの普及に努める。

### (3)コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗活用による造林の低コスト化の推進を図る。

## 6 間伐材の利用の推進

### (1)間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

熱電併給システムや小型バイオマス発電等を利用した木質バイオマスとしての使用拡大も図るとともに、供給に関する制度構築や支援、周知を行う。

### (2)長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

間伐材の安定供給のため搬出間伐に関する補助制度運用の他、共同の貯木場を整備し集約化によるコスト削減も図る。

## 7 人材の育成・確保等

### (1)間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関すること。

森林総合管理士や森林施業プランナーの育成を支援するとともに、緑の雇用や町独自制度を活用した新規就業者の確保、安定的な雇用に推進する。

### (2)林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

林業経営体の計画的な事業実行体制等の構築を支援するとともに、施業の集約化等に取り組むための環境を整備する。